

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成27年11月11日京都市条例第17号)(行財政局防災危機管理室)

水防法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

第1条中「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改めます。

この条例は、平成27年11月11日から施行することとしました。

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 17 号

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局防災危機管理室)